

## 東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱

4 北福介第2400号

令和4年9月21日区長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けながらも、介護サービスの安定的な供給を継続している介護サービス事業所及び介護施設（以下「事業所」という。）に対し、物価高騰による介護サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的として実施する東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象)

第2条 給付金の支給対象は、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）時点において、北区内に所在し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認可又は指定を受けている事業所であって、別表に定める介護サービスを提供し、かつ、令和4年4月1日以降継続して事業を運営しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所については給付金の支給対象外とする。

- (1) 基準日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所
- (2) 保険医療機関のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所（令和4年7月から同年9月までの各月において1日以上、介護サービスを提供した実績がある事業所を除く。）
- (3) 介護老人保健施設の空床を利用して介護サービスを提供する短期入所療養介護事業所
- (4) 当該事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある事業所

### (支給額)

第3条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

### (支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書（別記第1号様式）を令和4年11月30日までに区長に提出するものとする。

（支給決定等）

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金を支給することが適当と認めるときは、給付金を支給することを決定し、その旨を東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、給付金を支給することが適当でない認めるときは、給付金を支給しないことを決定し、その旨を東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による給付金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者は、東京都北区介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金請求書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

4 区長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、速やかに当該請求書に係る給付金を支給するものとする。

5 区長は、支給決定に当たって、支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（書類の保存）

第6条 給付金の支給を受けた者は、当該給付金に係る別に定める書類を、支給決定の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第7条 区長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、若しくは文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消し及び給付金の返還）

第8条 区長は、支給決定を受けた者が次の各号にいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すとともに、既に給付金が支給されている場合は、その返還を命ずることができる。この場合において、取消し等により当該者に損害が生じたときであっても、区長は、その損害の責めを負わないものとする。

（1）偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、区長が不適當と認める事由が生じたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。